

総務委員会資料

【条例案】

- 第78号議案 特定新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例 … 1頁
- 第80号議案 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 … 2頁
- 第81号議案 警察に関する手数料条例の一部を改正する条例 … 3頁
- 第82号議案 島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 … 5頁

【報告事項】

- 災害への的確な対処に向けた取組について … 7頁

<p>総務委員会資料 (第78号議案)</p>	<p>特定新型インフルエンザ等により生じた事態 に対処するための地方警察職員の特殊勤務手 当に関する条例</p>	<p>令和5年6月29・30日 島根県警察本部</p>
<p>1 提案理由</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策業務に係る防疫作業等従事手当を廃止するとともに、今後、新型インフルエンザ等に該当する新型コロナウイルス感染症の変異株により生じた事態その他の新型インフルエンザ等により生じた事態に対処するため、地方警察職員の特殊勤務手当について必要な事項を定める必要がある。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る政府対策本部が設置されたもの（人事委員会規則で定めるものに限る。）をいう。以下同じ。）対策に従事した地方警察職員の特殊勤務手当の種類、支給される地方警察職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項を定めるもの</p> <p>(1) 支給対象業務</p> <p>特定新型インフルエンザ等から県民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって人事委員会規則で定めるもの</p> <p>(2) 手当の種類</p> <p>防疫作業等従事手当</p> <p>(3) 手当額</p> <p>1日につき、4,000円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める額</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の廃止</p> <p>3 施行期日</p> <p>公布の日から施行する。</p>		

総務委員会資料 (第80号議案)	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	令和5年6月29・30日 島根県警察本部										
<p>1 提案理由</p> <p>社会情勢の変動に伴い、地方警察職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う必要がある。</p> <p>2 条例の概要</p> <p>警衛警護等手当の額の改定</p> <table border="1" data-bbox="225 696 1347 916"> <thead> <tr> <th data-bbox="225 696 743 770">区 分</th> <th colspan="2" data-bbox="743 696 1035 770">改正前</th> <th colspan="2" data-bbox="1035 696 1347 770">改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="225 770 743 916">内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護</td> <td data-bbox="743 770 831 916">1日</td> <td data-bbox="831 770 1035 916">640円</td> <td data-bbox="1035 770 1123 916">1日</td> <td data-bbox="1123 770 1347 916">1,150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施行期日等</p> <p>公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。</p>			区 分	改正前		改正後		内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護	1日	640円	1日	1,150円
区 分	改正前		改正後									
内閣総理大臣、国賓その他人事委員会規則で定める者の身辺警護	1日	640円	1日	1,150円								

総務委員会資料 (第81号議案)	警察に関する手数料条例の一部を改正 する条例	令和5年6月29日・30日 島根県警察本部
---------------------	---------------------------	--------------------------

1 改正理由

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、一定の電動キックボード等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車」が定義され、従来の原動機付自転車については「一般原動機付自転車」と定義されたことによる所要の改正

2 改正概要

(1) 特定小型原動機付自転車運転者講習

ア 概要

公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転に関し、違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令することができるとされた。これに伴い、その講習に係る手数料を新設するもの

イ 手数料の額

道路交通法施行令第43条に規定する標準額と同額に定めるもの

区 分	手数料の額
特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習	講習1時間につき 2,000円

(2) その他規定の整理

「特定小型原動機付自転車」は運転免許を必要としないため、運転免許の限定解除審査に係る規定における「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改正するもの

3 参考資料

別紙のとおり

4 施行期日

公布の日

＜背景＞

電動キックボードの公道での走行について、最高速度等に応じた新たな車両区分の設定等、交通ルールに関する制度整備が必要
 (「成長戦略実行計画」(令和3年6月18日閣議決定))

(1) 最高速度、車体の大きさ



- ・ 最高速度：一般的な自転車利用者の速度(20km/h)
- ・ 車体の大きさ：長さ190cm×幅60cm ※普通自転車相当

(2) 運転することができる者

- ・ 運転免許は要しないこととするが、16歳未満の者については運転を禁止
- ・ 特定小型原動機付自転車の販売やシェアリング事業を行う者に対して、特定小型原動機付自転車の利用者への交通安全教育を行う努力義務を課す

(3) 通行場所

- ・ 車道、普通自転車専用通行帯、自転車道を通行
- ※ 最高速度の制御(6km/h)とそれに連動する表示をした場合は、例外的に歩道(自転車通行可の歩道のみ)等の通行可



車道

普通自転車
専用通行帯

自転車道



歩道



路側帯

(4) 乗車用ヘルメット

- ・ 特定小型原動機付自転車の運転者に乗車用ヘルメット着用の努力義務を課す

(5) 違反者に対する措置

- ・ 交通反則通告制度及び放置違反金制度の対象とする
- ・ 悪質・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講を命令(命令違反には罰則)

総務委員会資料 (第82号議案)	島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	令和5年6月29・30日 島根県警察本部
---------------------	---	-------------------------

1 条例改正の理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の規定において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成18年国家公安委員会規則第28号）の基準を参酌して交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を都道府県の条例で定めることとされている。

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により、遠隔操作型小型車（自動配送ロボット等）及び特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等の規定が整備されたことに伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則が改正されることから、所要の改正を行う必要がある。

 道路交通法の一部を改正する法律の施行日

遠隔操作型小型車 … 令和5年4月1日

特定小型原動機付自転車 … 令和5年7月1日

2 改正概要

信号機に関する基準に係る規定の整理

3 添付資料

第82号議案（別紙1のとおり）

4 施行期日

公布の日

第82号議案

島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準
を定める条例（平成24年島根県条例第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「歩行者又は自転車」を「歩行者及び遠隔操作型小型車（遠隔
操作により道路を通行しているものに限る。）又は特定小型原動機付自転車（道
路交通法（昭和35年法律第105号）第17条第3項に規定する特定小型原動機付自
転車をいう。）及び自転車」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

1 対応体制等

(1) 即応部隊

機動隊員等で編成する広域緊急援助隊の設置



【広域緊急援助隊の活動】

(2) 装備資機材等

人命救助に必要な資機材を搭載したレスキュー車両や災害装備品の整備



【災害レスキュー車両】

2 対応能力の向上

被害情報の収集、救出・救助等の技能向上に向けた各種訓練の実施



【コンクリート破砕訓練】

3 関係機関との連携

自治体、消防、道路管理者等とのスムーズな調整及び連携を目的とした各種訓練の実施



【緊急交通路の確保】